

環境技術実証モデル事業検討会
有機性排水処理技術ワーキンググループ会合（第 3 回）
議事概要

1. 日時：平成 15 年 7 月 30 日（水） 13：30～15:30
2. 場所：経団連会館 906 号室（明治）
3. 議題
 - （1）第 2 回会合議事概要について
 - （2）実証試験要領（案）について
 - （3）実証機関の募集・選定について
 - （4）今後の検討スケジュールについて
 - （5）その他
4. 出席検討員 藤田正憲（座長）、岡田光正、中井尚、名取眞、廣田静志
5. 配付資料
 - 資料 1 有機性排水処理技術ワーキンググループ会合（第 2 回）議事概要
 - 資料 2 実証試験要領（案）に対する指摘と対応（案）
 - 資料 3 小規模事業場向け有機性排水処理技術（厨房・食堂、食品工場関係）
実証試験要領（2 次案）
 - 資料 4 平成 15 年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について
 - 資料 5 実証機関選定の考え方について（案）
 - 資料 6 申請書類について（案）
 - 資料 7 今後の検討スケジュールについて（予定）

参考資料

- 1 環境技術実証モデル事業の概要
 - 2 環境技術実証モデル事業実施要領
 - 3 モデル事業実施体制
 - 4 環境技術実証モデル事業の流れ
 - 5 平成 15 年度対象技術分野と分野別ワーキンググループの設置について
 - 6 環境技術実証モデル事業検討会設置要綱
 - 7 同 有機性排水処理技術ワーキンググループ会合設置要綱
 - 8 実証試験要領のイメージ
6. 議事
会議は公開で行われた。
 - （1）第 2 回会合議事概要について
 - ・ 事務局から、資料 1 に基づき説明。

(2) 実証試験要領(案)について

- ・事務局から、資料2及び資料3に基づき、前回のワーキンググループ会合までの議論における検討員及び意見表明者の指摘とその対応について説明。これを踏まえ、資料3について検討員の間で議論を行った。

(. 緒言について)

【岡田検討員】

- ・1ページ「対象技術」で示されている「特定の汚濁物質の除去」と「分離等の単独の機能」は、実質的に重複した内容なので、整理した方がよいのではないか。

【名取検討員】

- ・岡田検討員と同様、1ページ「対象技術」中の「特定の汚濁物質の除去」と「分離等の単独の機能」については、重複しているように思われるので、整理した方がよいのではないか。

【藤田座長】

- ・1ページ「対象技術」の「特定の汚濁物質の除去」と「分離等の単独の機能」については、後半の「分離等の単独の機能」以下の部分を除く、という文案でどうか(検討員、賛成)。

【中井検討員】

- ・1ページ「対象技術」から、処理の目安を除くことの主旨には賛成する。一方で、なぜ二次案に示された形になったのか、実証申請者等には理解できないのではないか。何らかの方法で、経緯等を提示したほうがよいのではないか。

【事務局(進藤補佐)】

- ・1ページ「対象技術」から処理の目安を除いたが、これまでの議論や資料については公開されており、今後も参照できるようになっている。今後も情報提供に努め、また実証機関による応募の際にも配慮を促すようにする。

(. 実証試験実施体制について)

【岡田検討員】

- ・4ページ「環境省」に示された費用負担に、地方自治体の人件費は含まれるのか。

【事務局(進藤補佐)】

- ・4ページ「環境省」に示された費用負担についてだが、地方公共団体の職員は公務員であるため、環境省がその人件費を負担することは難しい。外部委託分の人件費は負担できる。

【名取検討員】

- ・4ページ「実証機関」の第8項に示された「資格」では、何を想定しているのか。

【事務局(宗像研究員)】

- ・ 4 ページ「実証機関」の第 8 項に示された「資格」としては、公害防止管理者、技術士、浄化槽管理士などを想定している。

【廣田検討員】

- ・ 4 ページ「実証機関」の第 8 項に示された「資格」について、地方自治体に必ずしも公害防止管理者等の資格者がいるとは限らないが、どのように解釈すべきか。

【事務局（宗像研究員）】

- ・ 重要なのは必要な訓練を受けていることであり、資格は必須事項ではない。

【名取検討員】

- ・ 5 ページ「環境技術開発者」の第 8 項他、「動力等」と示されている部分については、「電力等」とした方がよい（検討員、賛成）

（ . 実証の対象技術の選定について）

（特になし）

（ . 実証試験の準備について）

【岡田検討員】

- ・ 8 ページ「実証試験実施場所の選定」の 3 行目の「既に稼働している排水処理装置」という表現は、「既に稼働している実証対象機器」とした方がよいのではないか。

【名取検討員】

- ・ 8 ページの、環境技術開発者が提示すべき情報の第 7 項「処理水と余剰汚泥の廃棄方法」は、「処理水の放流先と余剰汚泥の廃棄方法」にした方がよい（検討員、賛成）

【藤田座長】

- ・ 8 ページ「実証試験実施場所の選定」については、3 行目だけでなく 4 行目も「排水処理技術」を「実証対象機器」とした方がよい（検討員、賛成）

（ . 実証試験の方法について）

（特になし）

（ . 実証試験結果報告書の作成について）

（特になし）

（ . 実証試験実施上の留意点について）

【岡田検討員】

- ・ 30 ページ表 13 には正規分布を仮定した統計処理方法が示されているが、実際のデータは正規分布に従わない場合もある。どの標本も正規分布で処理できるという誤

解を与えかねないので、削除した方がよいのではないか。

【事務局（安藤室長）】

- ・ 30 ページ表 13 については、統計処理の記載を一切提示しないと、拠り所がなくなる可能性がある。十分な標本数を確保できるならば、記載を残した方がよいのではないか。

【藤田座長】

- ・ 30 ページ表 13 については、標本数が十分あれば、統計処理は可能だと考えられる。分布の幅が広い場合など、別の評価方法の検討が必要な場合もあると考えられるが、現在の表 13 は参考例として残しておく、ということにしたい（検討員、賛成）

（付録について）

【中井検討員】

- ・ ランニングコスト、イニシャルコストについての記述については、前会合での指摘が十分に組み入れられていると思う。

【廣田検討員】

- ・ 42 ページ「実証試験実施場所」の第 4 項の「工場を含む排水系統図」は、「事業場全体の排水系統図」とした方がよい（検討員、賛成）

（3）実証機関の募集・選定について

- ・ 事務局から、資料 4、資料 5、資料 6 に基づき説明。

【岡田検討員】

- ・ 実証対象技術の全体数や詳細が決まっていない段階で、費用を見積もるのは難しいのではないか。資料 6 の別添 3 にある「具体的な消耗品リスト」等、内容が細かすぎないようにも思われる。
- ・ 外部委託先を十分に確保することで、相当数の実証対象技術を受け入れることを前提に、地方自治体が大きな金額を環境省に請求することに対応できるのか。

【廣田検討員】

- ・ 資料 6 の別添 3 の中には、実証対象技術が明確にならないと、記入の難しい項目もある。この場合、標準的な見積もりとして概算するしかないだろう。

【事務局（進藤補佐）】

- ・ 実証対象機器の詳細が定まらなくても、人員の都合などにより年度末までに対応可能な実証対象技術数は想定できるのではないか。それに基づいて、体制や費用について概算で記入して頂きたい。

- ・ 外部委託先を増やしたとしても、実証試験計画や実証試験報告書の作成など、実証機関の責任で実施すべき内容も多い。このことを考えれば、実証機関に応募する地方自治体の数は、ある程度限られるのではないか。また、実証機関が、実証対象技術を際限なく受け入れる、ということは無理ではないか。
- ・ 資料 6 別添 3 については、可能な範囲の記入でよい、という旨を注として明記したい。

【藤田座長】

- ・ 実証機関は、少なくとも職員の人件費を負担しなければならない。また技術実証委員会も運営しなければならない。それほど多くの実証対象技術は受け入れられないのではないか。
- ・ 予算を見積もることが難しいのは理解できるが、それでも概算を求めることは最低限必要になるだろう。事務局で文章を調整する際には、岡田検討員の意見を十分考慮してもらいたい。

(4) 今後の検討スケジュールについて

- ・ 事務局から、資料 7 に基づき説明。
- ・ 次週 (8 月第 2 週) 本日とりまとめた実証試験要領を公表し、実証機関選定の考え方及び申請書類を示した上で、2 週間程度の期間を設けて実証機関を募集する予定である旨、事務局から説明を行い、了承された。
- ・ 次回のワーキンググループ会合 (8 月 26 日開催予定) では、書面による審査及びヒアリング審査を行い、実証機関の選定についての検討を行う予定である旨、事務局から説明を行い、了承された。

(5) その他

(特になし)

(了)